

児育協第 2024-K-112 号

令和 6 年 5 月 20 日

企業主導型保育事業
保育施設運営事業者 各位

公益財団法人児童育成協会
理事長 鈴木 一 光

令和 6 年度企業主導型保育施設に対する専門的財務監査の実施について

平素より企業主導型保育事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。
企業主導型保育施設の専門的財務監査を下記のとおり実施するので通知いたします。

記

○ 実施について（概要）

- 1 助成を受けた企業主導型保育事業の実施者（以下「事業実施者」という。）に対し、助成金の不正使用や不適切な会計処理等が行われていないかを重点的に確認するために実施いたします。
- 2 補助金適正化法及び国から発出される通知等の内容を勘案して定める「専門的財務監査評価基準」に基づき実施します。なお、必要に応じて「専門的財務監査評価基準」の「監査事項」に記載されていない内容についても確認することがあります。
- 3 適正な会計処理が実施されているか、以下の記載についても確認いたします。
 - ・ 法人または保育施設の経理規程に基づいた事務手続きが行われていること。
 - ・ 複数担当者によるチェックなど、内部牽制体制が確立され適正に機能していること。
 - ・ 工事、委託、物品購入等の契約手続は、複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により、その合理的な理由を明らかにした上で契約が適正に行われていること。
 - ・ 積立資産の運用を行う場合は、その要件を満たしていること。
 - ・ 経費の支出は、合理的な根拠及び適正な証憑書類に基づくとともに、施設運営に必要なかつ適正な用途に対するものとなっていること。
- 4 事業実施者に対し、当該施設における帳票等の準備のために、概ね 1 か月前に立入調査実施通知書を送付します。なお、事業実施者は監査の対象となった旨、協会から連絡があった際にはこれを拒否することはできません。
- 5 関係法令等に係る知識と経験を有する者を含む 2 名以上の者で実施します。
- 6 監査においては、「専門的財務監査資料一覧」に記載の必要資料を事前に準備してください。
- 7 監査における調査、質問等は、施設の設置者又は運営の責任者に対して行うことを通

例としますが、必要に応じて、保育従事者やその他職員等からも事情を聴取致します。

また、必要に応じて、事業実施者の本社・支社や運営委託先に立ち入ります。

この場合、事業実施者は積極的にご協力ください。